

1 日常の感染症予防対策のお願い

児童又は家族の状態により登園の自粛又は停止を要請します。

区分	状態	要請内容	要請する期間
児童	かぜ様の症状	登園自粛	症状が改善するまで
	発熱等新型コロナウイルス様の症状	登園停止	呼吸器症状が改善するまで ※かかりつけ医への相談・受診をお願いします。
	保健所によるPCR検査の実施対象とな	登園停止	保健所の指示による
家族	った場合	登園自粛	(自粛対象となる家族の範囲を含む。)

※町規則に定める休園措置以外の登園停止・自粛については、保育料の日割り対象としません。

【重要】 児童又はその家族が新型コロナウイルス感染の疑いがありPCR検査を実施する場合及びその結果については、必ず御利用の保育所又はこども園に連絡してください。

2 感染症の陽性者が判明した場合の対応

区分	対応内容
児童、職員が陽性者と判明した場合	・原則として、当該園を臨時休園とします。 ・保育中に判明した場合は、児童の引き渡しを連絡します。 ※急なお知らせとなることが予想されます。児童の安全確保のため、皆様の御理解・御協力をお願いします。
児童や職員の同居の家族、園関係者などが陽性者と判明した場合	・感染状況を注視しながら、通常開園とします。 ※(濃厚)接触者には、登園(停止)自粛を要請します。

※いずれの区分においても、接触者のPCR検査及びその結果に基づく登園停止、休園(全部・一部・期間)については、保健所の指示によります。

3 濃厚接触者の待機期間について

- ① 当該感染者の発症日(無症状の場合は検体採取日)又は当該感染者の発症により住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日目として、5日間(6日目解除)とします。
- ② 待機期間3日目にPCR検査を行い、陰性を確認した場合、3日目から解除を可能とします。
- ③ 待機期間2日目と3日目に抗原定性検査を行い、陰性を確認した場合も3日目から解除を可能とします。(※)②、③は自費検査。抗原定性検査キットは薬事承認を受けたものに限る。

4 新型コロナウイルス感染症について心配な時の連絡先

- ① 発熱がある場合・かかりつけ医
- ② かかりつけ医がない場合・受診相談センター(9:00~17:15 0120-567-492)
(上記以外の時間帯 0858-23-3135)
- ③ 接触等について心配な場合・接触者等相談センター(0858-23-3135)

